

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第50号

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1～6 略		1～6 略	
7 別表第1の2の項(2)に規定する複写したものである場合	1巻につき <u>200円</u>	7 別表第1の2の項(2)に規定する複写したものである場合	1巻につき <u>400円</u>
8 別表第1の2の項(3)に規定する複写したものである場合	1巻につき <u>300円</u>	8 別表第1の2の項(3)に規定する複写したものである場合	1巻につき <u>500円</u>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）第14条第1項に規定する開示請求について適用し、同日前にされた同項に規定する開示請求については、なお従前の例による。